

意見書案第 8 号
令和 6 年 9 月 25 日

長岡京市議会議長

白 石 多津子 様

発議者 住 田 初 恵
富 田 達 也
小 原 明 大

意見書の提出について

訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを求める意見書（案）

令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられた。介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の訪問介護の基本報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が揺らぐ恐れがある。

すでに令和5年の訪問介護事業所の倒産件数は67件と過去最多を更新しているが、そのほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所である。身体介護、生活援助等訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支えるうえで欠かせないサービスである。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げている。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型及び都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていることが主な原因と推測されることから、厚生労働省が理由とすることが合理的なものか実態の調査が必要である。

訪問介護の基本報酬が引き下げられた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬の引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。

訪問介護は特に人手不足が深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は令和4年度で15.5倍と高水準である。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額6万円も下回っており、今回の訪問介護の基本報酬の引き下げにより人手不足に一層の拍車がかかることが懸念される。

衆議院厚生労働委員会は6月5日、「介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する」決議を全会一致で可決した。決議は自民党、立憲民主党、日本維新の会、公明党、日本共産党、国民民主党、有志の会などが共同で提案したものである。

決議では、今年度の介護報酬引き下げの影響を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう訴え、基本報酬を引き下げられた訪問介護の事業者らの意見も聞くよう指摘している。

政権与党も含めた見直しを求める決議が国会から上がるのは異例である。この決議に向き合い、在宅介護を守る根本的な処遇改善が必要である。

よって国におかれては、訪問介護の基本報酬を早期に引き上げ、介護事業を十分に支えられる報酬となる再改定をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

京都府長岡京市議会

宛先 内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣